

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成28年1月13日		
【発行者名】	ジャパン・ホテル・リート投資法人		
【代表者の役職氏名】	執行役員 増田 要		
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート		
【事務連絡者氏名】	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役管理本部長 板橋 昇		
【電話番号】	03-6422-0530		
【届出の対象とした募集 内国投資証券に係る投 資法人の名称】	ジャパン・ホテル・リート投資法人		
【届出の対象とした募集 内国投資証券の形態及 び金額】	形態：投資証券	発行価額の総額：その他の者に対する割当	699,320,500円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。		
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)		

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月4日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成28年1月13日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

（3）発行数

（4）発行価額の総額

（5）発行価格

（15）手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		8,500口	
払込金額		691,000,000円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額(平成27年3月末日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(平成27年3月末日現在)	株式会社三井住友銀行(100%)	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(平成27年11月末日現在)	4,103口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、平成27年12月11日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

（ 前 略 ）

（注2）割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		8,500口	
払込金額		699,320,500円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額（平成27年3月末日現在）	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主（平成27年3月末日現在）	株式会社三井住友銀行（100%）	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（平成27年11月末日現在）	4,103口
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

（注）の全文削除

（ 4 ）【発行価額の総額】

< 訂正前 >

691,000,000円

（注）上記の発行価額の総額は、平成27年12月11日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

699,320,500円

（注）の全文削除

（ 5 ）【発行価格】

< 訂正前 >

未定

（注）発行価格は、平成28年1月13日（水）から平成28年1月18日（月）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

82,273円

（注）発行価格は、平成28年1月13日（水）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に一般募集において決定された発行価額と同一の価格です。

（ 1 5 ）【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当における手取金上限691,000,000円については、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、その他の借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための資本的支出に充当します。

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金13,834,000,000円については、本投資法人が平成27年12月18日付で取得した特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）である「アクティブインターシティ広島（シェラトンホテル広島）」（注1）の取得資金（取得に係る諸費用を含みます。）の一部として手元資金を充当したため、当該充当による手元資金の減少分の一部を補うものとして手元資金に充当する他、本投資法人による新たな特定資産である「カンデオホテルズ上野公園」（注1）の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、その他の借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための資本的支出に充当します。

（中略）

（注2）上記の各手取金は、平成27年12月11日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

（注3）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

<訂正後>

本第三者割当における手取金上限699,320,500円については、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、その他の借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための資本的支出に充当します。

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金13,986,410,000円については、本投資法人が平成27年12月18日付で取得した特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）である「アクティブインターシティ広島（シェラトンホテル広島）」（注1）の取得資金（取得に係る諸費用を含みます。）の一部として手元資金を充当したため、当該充当による手元資金の減少分の一部を補うものとして手元資金に充当する他、本投資法人による新たな特定資産である「カンデオホテルズ上野公園」（注1）の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部、その他の借入金の返済資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための資本的支出に充当します。

（中略）

（注2）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

（注2）の全文削除及び（注3）の番号変更

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、平成28年1月4日（月）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口170,000口の一般募集（以下、「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、S M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主から8,500口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、借入投資口の返還に必要な本投資口をS M B C日興証券株式会社に取得させるために行われます。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成28年2月12日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付

け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されません。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後 略)

<訂正後>

本投資法人は、平成28年1月4日(月)開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口170,000口の一般募集(以下、「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、S M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資口8,500口(以下「借入投資口」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、借入投資口の返還に必要な本投資口をS M B C日興証券株式会社に取得させるために行われます。

また、S M B C日興証券株式会社は、平成28年1月16日(土)から平成28年2月12日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後 略)